

第4章 共に助け合い安心して暮らすことができるまち

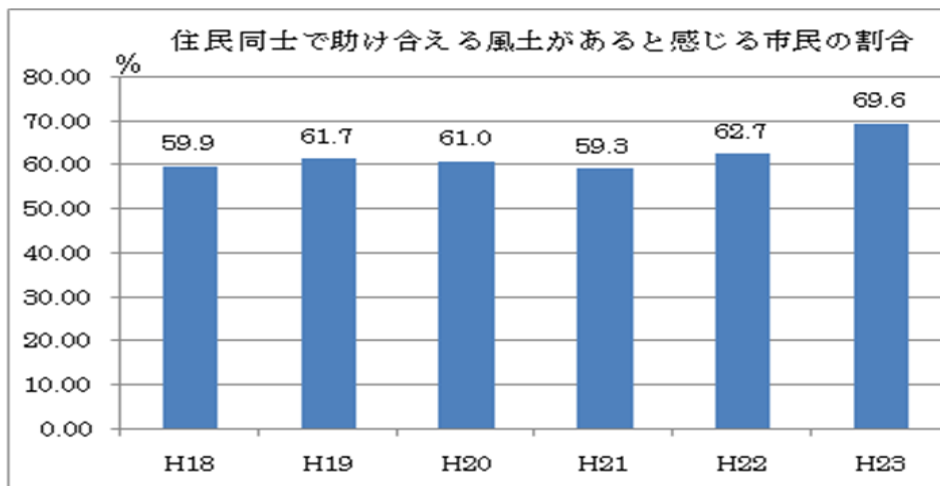
1 お互いに支えあう地域づくり

現状と課題

(i) 仕事などで家族が出かけ、日中一人になる高齢者や保育を必要とする子どもが増えてきています。

住民同士で助け合える風土があると感じている市民の割合はわずかながら増えてきていますが、地域での見守りのしくみを整えていく必要があります。

(ii) 市、福祉関係団体及びボランティア団体相互に、情報共有がきめ細かく図られていないことから、連携・協力を促進させる必要があります。



(資料：まちづくり市民アンケート)

(1) 地域での見守りのしくみづくり

① 地域による見守り活動の推進

- ・一人暮らし高齢者世帯や障がい者世帯など要支援者の見守り活動を推進します。
- ・地域の見守りを支援する方を選任し、民生委員児童委員などと協働した活動を行います。
- ・地域見守り連絡会議を開催し、地域情報の共有や状況に合わせた対策等を話し合います。

- ・隣近所による声かけ活動を推進します。

② 交流・ふれあい活動の推進

社会福祉協議会と協力し、自治会などで行っている地域ふれあいサロン開設への支援を行います。

③ ボランティア活動の推進

子どもの頃からボランティア活動やふれあい活動ができるよう、ボランティアセンターと協力しボランティアの育成講座等を開催し、ボランティア活動の助長に努めます。

(2) 市民と行政の連携・協力

① 地域団体等との連携強化

- ・コミュニティ会議の保健福祉部会等と見守り情報や福祉施策について意見交換等の機会をつくります。
- ・民間事業者とも連携し見守り情報のネットワーク化に努めます。

② 情報の共有化の促進

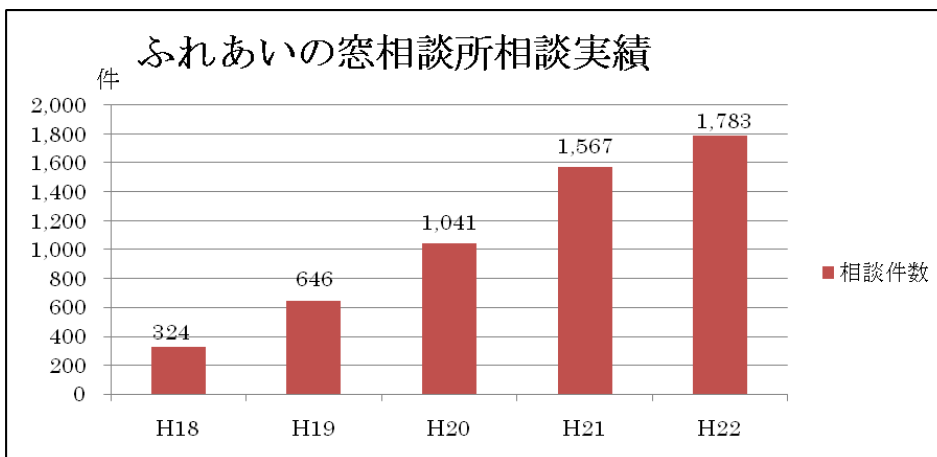
- ・市の広報紙やホームページなどを活用し、市民と市政との情報の共有を推進します。
- ・地区民生委員児童委員協議会で市や社会福祉協議会などの情報交換を継続して行います。

2 安心して利用できるサービスの提供

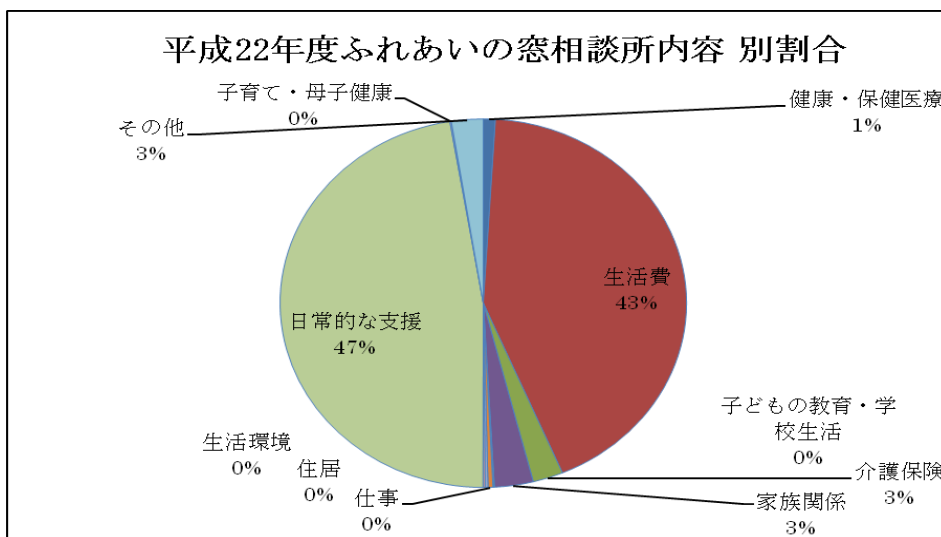
現状と課題

- 福祉に関する制度の種類や対象者などが多岐にわたることから、民生相談員*の体制の充実と市民が利用しやすい相談窓口にしていく必要があります。
- 制度やサービスについて、広報紙などで周知を図っていますが、わかりやすい情報の提供を行っていくことにより、要支援者に安心して公的なサービスを利用しただく環境を整える必要があります。

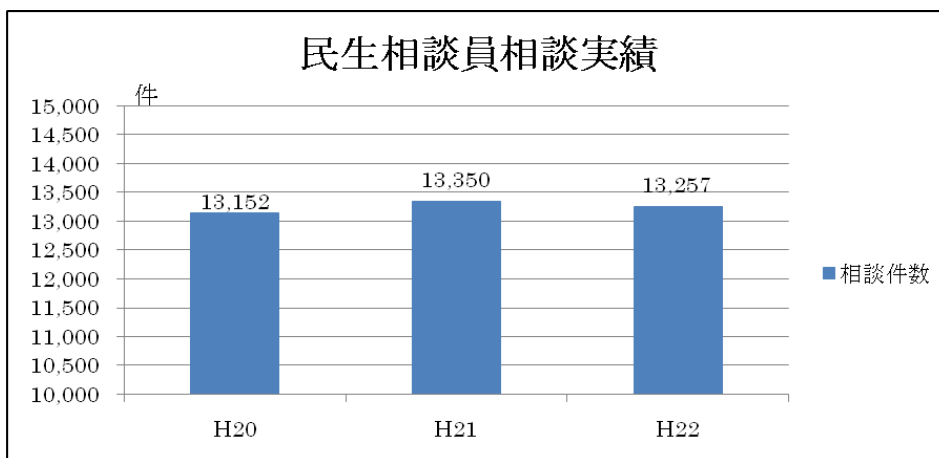
民生相談員・・・市民生活の安定と福祉向上を図るため、担当地区内において各種の相談活動などにあたる人。花巻市では民生委員児童委員が民生相談員を兼ねている。



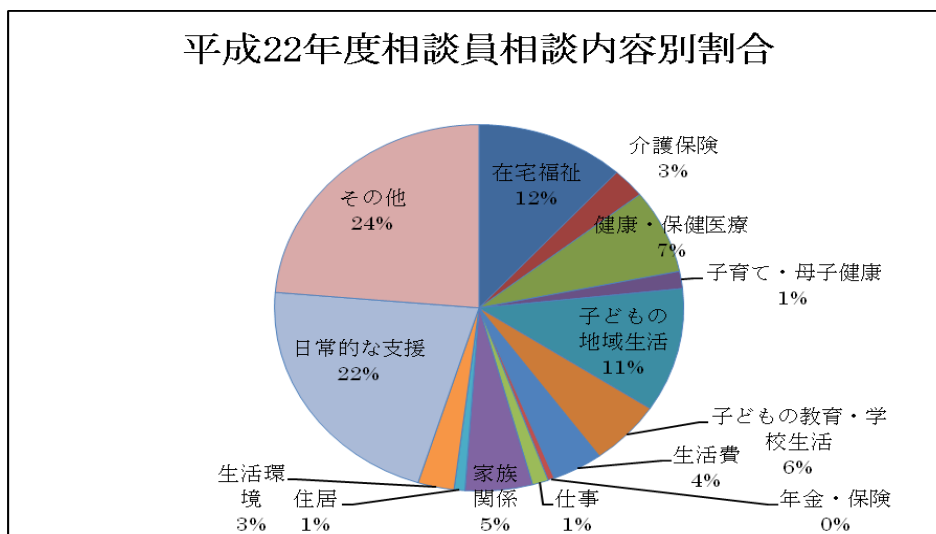
(資料：花巻市社会福祉協議会)



(資料：花巻市社会福祉協議会)



(資料：生活福祉部地域福祉課)



(資料：生活福祉部地域福祉課)

(1) 相談窓口・相談体制の充実

① 身近な相談窓口の充実

社会福祉協議会で開設している市内4カ所のふれあいの窓相談所を継続して開設し、身近な相談所として浸透させていきます。

② 地域訪問相談活動の充実

身近な相談窓口を利用できない高齢者や障がいを持っている方へ民生相談員や一人暮らし高齢者等訪問相談員の訪問相談活動を継続して推進します。

③ 相談員研修の充実

- ・民生相談員やふれあいの窓相談員などを対象とした各種相談研修会への参加を促進します。
- ・相互の連携を図るため連絡会議を開催し、効果的・効率的な相談業務につなげます。

(2) 要支援者のサービス利用

① 制度情報の提供

ふれあい出前講座を活用して市民への情報の提供を積極的に行います。

② 福祉サービス未利用者情報の共有

民生委員児童委員、保健推進委員、社会福祉協議会や地域の団体等との意見交換を行い、福祉サービスが必要な方で未利用の方の情報共有を図っていきます。

③ 権利擁護制度*の推進

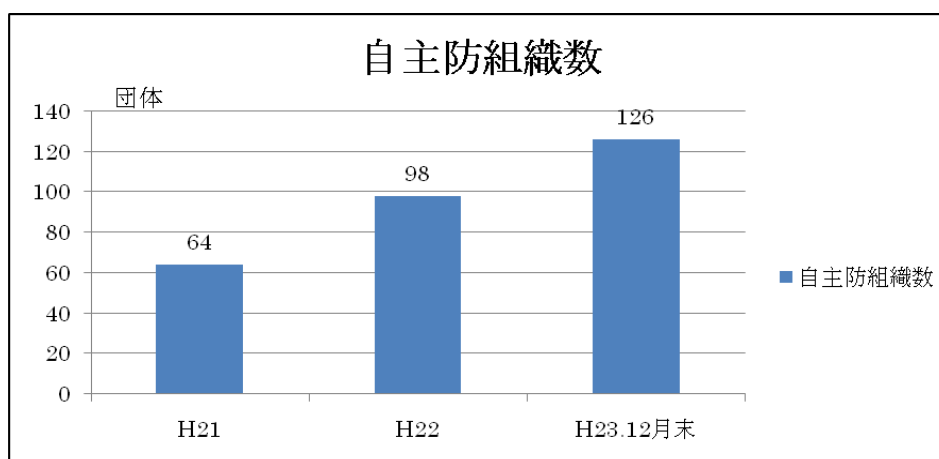
日常生活自立支援事業や成年後見制度などについて、民生委員児童委員や地域包括支援センター*などを通じて市民への周知を図ります。

3 安全・安心なまちづくり

現状と課題

(i) 東日本大震災時における災害時要援護者の安否確認について、既に自主防災組織*が組織され機能していた地域があった一方で、組織されていても機能しなかった地域、さらに未結成の地域と状況は様々でした。また、交通死亡事故での高齢者の比率が高まっていることや消費者トラブルの増加から、地域での安全安心活動をさらに推進する必要があります。

(ii) 公共的な新しい施設については、ユニバーサルデザイン*の視点で整備が進んでいますが、既存の施設などではその視点での整備がなされていない状況もあることから、ユニバーサルデザインに対する意識を高め、ひとにやさしいまちづくりを進めていく必要があります。



(資料：総務部総務課)

権利擁護制度…判断能力が不十分なため日常生活に困難や不安がある方が自立した地域生活を安心して送ることができるよう、福祉サービス等の利用援助を行う制度や成年後見制度がある。

地域包括支援センター…介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関

自主防災組織…町内会、自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織

ユニバーサルデザイン…年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用できるようにデザインすること。

(1) 地域でつくる安全・安心

① 災害時要援護者支援制度*の充実

- ・災害時に援護が必要な方や家族、地域の方々への制度の周知を行います。
- ・地図情報などを取り入れた利用しやすい制度への改善を行います。

② 地域ぐるみ防犯等活動の推進

- ・消費者トラブルを未然に防ぐために、地域の集まりなどで具体的な事例により注意喚起していきます。
- ・民生委員児童委員、コミュニティ会議及び交通指導員などが連携し、登下校時に交通安全ルールの啓発や防犯パトロール活動を支援します。

③ 地域防災活動の推進

自主防災組織の結成率を高め、地域で防災マップづくりを進めることができるよう説明会を通して支援します。

(2) ひとにやさしいまちづくり

① ユニバーサルデザインの推進

- ・公共施設の整備に当たっては、高齢者や障がい者など全ての人が使いやすい施設とするため、市民参画制度を活用して市民の意見を取り入れた施設整備に努めます。
- ・ユニバーサルデザイン意識を共有するため、市の広報紙やホームページなどで情報の提供を進めます。
- ・社会福祉協議会や教育機関と連携し、障がい者や高齢者への理解と支援に必要な知識の習得を進めます。

災害時要援護者支援制度・・・高齢者、障がい者、妊産婦など自分の家族だけでは災害時に避難が困難な方を地域の中で支援していく制度